

第5表 犀川町域の人畜改め

元和八年（1622）

階層 村名	惣住屋	庄屋	山ノ口	本百姓	その他の農業從事者	非農業從事者	年15歳より上男の男	年15歳より下の男	男女合計	女合計	男女合計	牛馬合計			
												牛	馬		
花綱命	熊院	山口	留川	坂鹿	庄瀬	熊山	良畑	喜鑑	11	22	47	93	13	6	19
	木谷	久古	大	大	大	山	本築	大崎	16	14	50	38	16	4	20
	久	古	大	大	大	山	本築	喜鑑	8	15	42	30	11	4	15
	多か	未高	未	高	高	下上内	犬横	伊良	1	1	16	21	32	9	16
	未	高	未	高	高	原	原	良	1	1	6	68	59	190	341
	帆								5	6	3	31	65	4	4
計	3	38	4	171	416	40	372	334	1,378	1,065	2,443	276	128	404	

(『小倉藩人畜改帳』による。)

三 小笠原時代の犀川地方

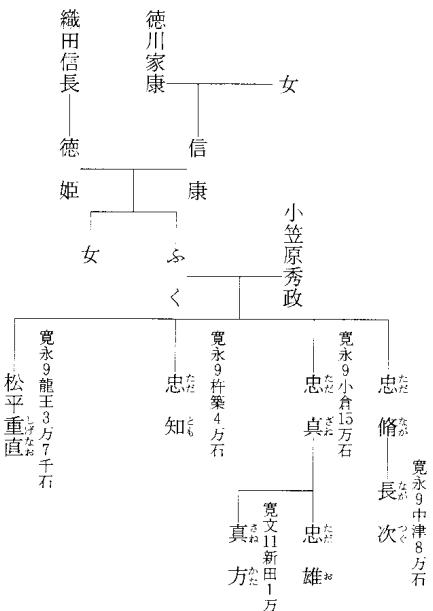
譜代大名小笠原氏  
寛永九年（一六三二）十月四日、細川三斎・忠  
利父子が、加藤忠広改易の跡を受けて肥後五四  
万石の藩主として熊本に転封したあとに、同年十二月十三日、小笠原  
忠貞たださだねが、播磨国（兵庫県）明石から豊前小倉一五万石の藩主として入封  
した。

に、犀川町域の村として二四か村が見え、総石高一万七六〇石のうち、二五八〇石余が小倉藩蔵入地で、「給人上り地」・「中津給人上り地」を含めて家臣知行高が七四三〇石となり、町域の七〇ヶ所<sup>七〇ヶ所</sup>が知行地であつた。一村すべてが蔵入地であるのは、木山・大坂・大熊・鎧畠・帆柱の五か村、古川・下高屋・内垣・上伊良原の四か村は蔵入地と知行地の相給支配、他の一五か村は家臣知行地であつた。町域二四か村の人口は、一四四三人、牛数は二七六四、馬数は一二八匹であつた。

小笠原氏は、源義家の弟義光の後裔である。義光の曾孫遠光は、出生地である甲斐国巨摩郡加々美にちなんで、加々美を姓としたが、その二男長清が、同郡小笠原の地に生まれ、承安年中（一二七一—七四）に小笠原村に住んだので小笠原を姓とした。長清の子長経は、信濃國筑摩郡深志の城主となり、子孫の多くは信濃国の守護職を務め、深志を本拠とした。長時のとき、武田信玄との戦いに敗れ、一時期流浪の身となつたが、その子貞慶は、天正十年（一五八二）、徳川家康の信濃攻略に参画し、旧領深志（松本と改称）を家康に安堵された。貞慶の子秀政は、家

康の長男信康の娘ふくを室とし、家康の孫聰の関係にあった。天正十八年（一五九〇）徳川の関東移封で小笠原も関東に移り、家康から下総国（千葉県・茨城県）古河城と知行地三万石を与えられた。関ヶ原の役後、信濃国伊那郡飯田城五万石の譜代大名に成長し、慶長十八年（一六一三）には、旧領筑摩郡松本八万石に転封となつた。しかし、大坂夏の陣で、秀政と長男忠脩が戦死、二男忠真が家督を継いだ。忠真は、元和二年（一六一七）に播磨国明石一〇万石を領有した。

## 第2図 小笠原氏の系譜



〔寛政重修諸家譜〕による。)

徳川氏は、大坂の陣の戦後処理として、豊臣系大名の改易・転封と、

徳川一門・譜代大名の新封配置を実行した。外様大名の勢力が強い九州

に、元和二年、譜代大名石川忠総が、美濃国（岐阜県）大垣より日田六

万石（日田・玖珠郡と速見郡）に配置され、日田は幕府領（大名預かり地）

から譜代藩領に切り換えられた。元和五年、忠総は、徳川政権下の九州

における最初の統一検地（石川検地）を実施した。そして、徳川氏は、寛永九年、譜代小笠原一族を九州に配置し、翌十年、石川氏を佐倉（千葉県）に転封した。

細川氏の本城であった小倉一五万石には小笠原忠真を、中津八万石には長次（忠脩の子、忠貞の甥）を、杵築四万石には忠知（忠貞の弟）を、龍王三万七〇〇〇石には松平重直（忠貞の弟、松平へ養子）を入封させた。ここに、旧細川藩領の大部分は、小笠原一族四家で分領することになった。

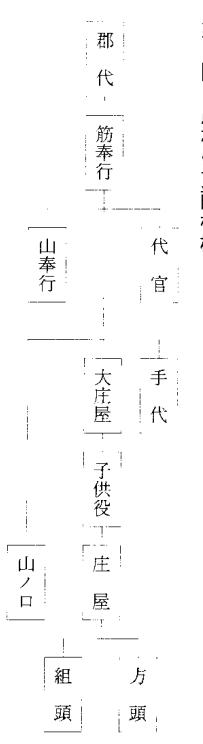
## 初期藩政

小倉小笠原藩の知行高は、表高（將軍よりの拝領高）

が一五万石であるが、細川氏から受け継いだ実高は一九万八八七〇石であった。忠貞は、豊前小倉へ入封して検地も行わず、細川時代の手永制度をほとんどそのまま踏襲した。

第3図は、小倉藩の農村支配機構である。郡方を総轄する郡代のもとに各郡に筋奉行を置き、筋奉行のもとには補佐役の代官と郡内の山林の保護と管理を担当する山奉行が置かれた。細川時代の惣庄屋を大庄屋と改称し、大庄屋のもとには、これを補佐する子供役を置き、さらに手永内の警察的役割を担当する手代が筋奉行のもとから派遣された。各村には、大庄屋の管轄下に庄屋がいて、これを補佐する方頭がいた。

## 第3図 農村の支配機構



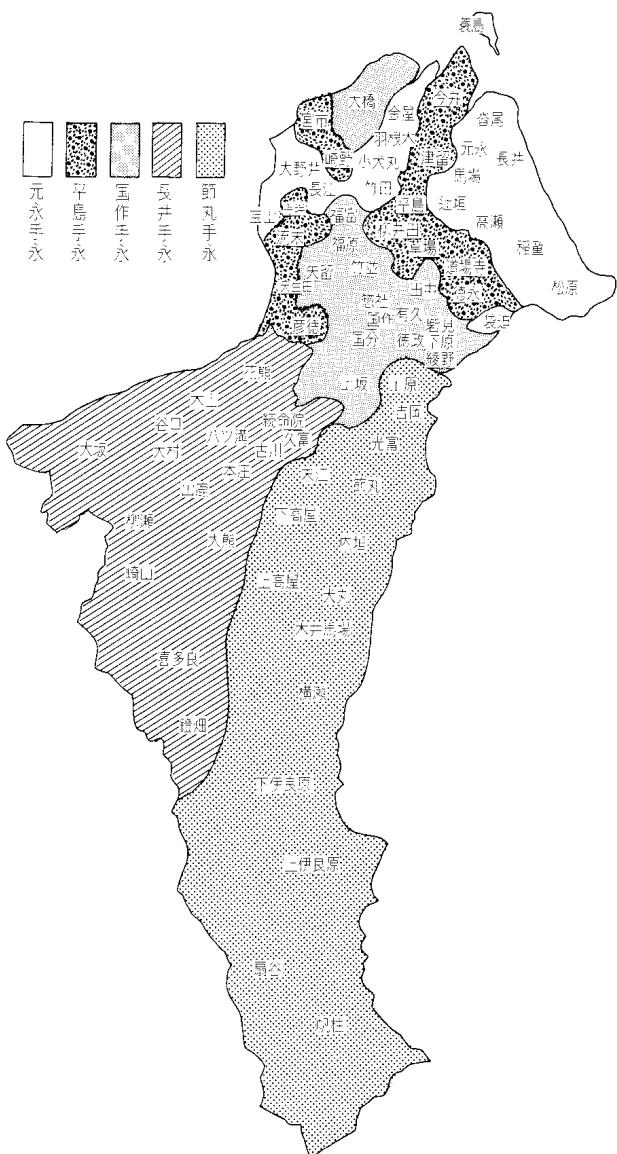
〔寛政重修諸家譜〕による。)

#### 第4章 近世

第6表 長井・節丸手永の村々  
と町域

町	長井手永	町	節丸手永
犀	熊院山口富川村溝坂鹿庄瀬原原谷柱	豊津	原岡富丸
命	花続木谷久古大八大山本柳大崎喜鑑	犀	上吉光節
川	高高	川	江屋屋垣丸場瀬原原谷柱
	末下上内犬木横下上扇帆		国作平水
	ツ		長井手永
	多		節丸手永
	多		元永手永

第4図 仲津郡の手永の村々



第4図は、仲津郡の五手永と、それぞれの村を地図の上に落としたものである。これによると、長井・節丸の両手永は一円支配であるが、あとの国作・平島・元永の三手永は飛び地支配になっている。そして、仲津郡では、節丸手永が最も土地面積が広く、次に長井手永が広かつた。

第6表は、長井・節丸手永の村々と現在の町域との関係を表にしたものである。小笠原期には、親村からの分村による村の独立や、合村による村名の消失、村名の改称などが見られたが、幕末期の犀川町域は、第6表のように、長井手永二六か村、節丸手永一一か村、合わせて二七か村であった。

節丸手永の犬丸村は、弓の馬場の北山麓に集落があつたが、天明六年（一七八六）二月の大火灾によって全焼したため、水の便がよい現在の種子蔵という所に集落を形成し、村人が移住した。

## (二) 小倉新田藩・千束藩の分立

### 新田藩の創設

寛文七年（一六六七）十月十八日、小倉小笠原藩の初代藩主小笠原忠真が逝去した。その在封期間は三

十五年であったが、この時期は、小倉藩の初期藩政の成立期であるとともに、幕府巡見使の九州巡察、天草・島原の乱とその戦後処理、宗門改めと絵踏み制度の開始、九州を舞台に展開された鎖国政策など、譜代大名として九州を束ねることに腐心した期間でもあった。

寛文七年十二月十日、忠真の三男忠雄が遺領を継ぎ、二代藩主となつた。忠雄は、弟真方（まなか）に小倉領内の新田一万石を分与したいと、幕府へ願い出で、同十一年九月二十三日、幕府の許可が下り、翌十二年二月、築城郡内で次の二二か村が与えられた。

寒田・櫟原・本庄・松丸・深野・安武・上香楽丸・山本・揚松・小原・水原・奈古・岩丸・下香楽丸・坂本・臼田・日奈古・極樂寺・真如寺・袈裟丸・伝法寺・湊

そして、貞享元年（一六八四）、幕府へ郷村帳を提出する際、右の二か村を本藩領に編入し、真方へは次の上毛郡二六か村を替え地として分与した。

黒土手永

黒土・塔田・荒堀・吉木・恒富・久松・三楽・小犬丸・鬼木・大西・野田・今市・清水町

岸井手永

岸井・成恒・広瀬・堀立・梶屋・市丸・森久・小石原・六郎・高田・安雲・緒方・皆毛

眞方は、小倉城下の篠崎口門の近くに屋敷を構えたため、「篠崎侯」あるいは「御屋敷様」と呼ばれた。寛文十一年には、將軍から江戸鉄砲洲に江戸屋敷を与えられた。

『豊前旧租要略』によると、上毛郡二六か村の田畠面積及び本高は次のとおりである。

田畠八五〇町八反三畝一〇歩半

田六六三町六反六畝六歩

畠一八七町一反七畝一四歩半

本高一万石七勺

物成四四二八石八斗五升六合七勺

京糀物成五五八二石一斗三升四合三勺

新田藩の年貢は、小倉城内刎橋と上毛郡八屋の米蔵に収納された。

小倉新田藩は、藩独自の領国支配はなく、家老は本藩の番頭クラスのものが就任し、黒土・岸井両手永

も本藩の郡代による包轄的支配が行われた。しかし、幕府は、独立した一藩として国役を課した。新田藩主は、眞方のあと、貞通・貞顯・貞温・貞哲・貞謙・貞嘉・貞寧・貞正と継承された。明治二年（一八六九）六月、版籍奉還にあたり、藩庁を上毛郡千束（豊前市）に移し、ここに千束藩が分立した。